11月30日（いいみらい）は「年金の日」です！

厚生労働省では、「国民お一人お一人『ねんきんネット』などを活用しながら、高齢期の生活設計に思いを巡らしていただく日」として、11月30日（いいみらい）を「年金の日」としています。

この機会に「ねんきんネット」でご自身の年金記録や年金見込額を確認し、将来の生活設計について考えてみませんか。



詳細はこちらから
日本年金機構HP
（ねんきんネット）

「ねんきんネット」でできること

◇パソコンやスマートフォンからいつでもご自身の年金記録を確認できる。
◇ご自身の年金記録から年金見込額の試算ができる。
◇持ち主不明記録検索で、現在持ち主が分からなくなっている年金記録を検索できる。

社会保険料（国民年金保険料）控除証明書の発行

国民年金保険料は、全額が社会保険料控除の対象です。年末調整や確定申告で社会保険料控除を申告する場合は、送付される控除証明書を使用してください。

国民年金を納付した時期により、右表のスケジュールで控除証明書を送付します。

※電子データは、マイナポータルから「ねんきんネット」の利用登録をして、「電子送付」の希望登録をすることで受け取ることができます（電子送付を希望した場合、郵送は停止されます）。受け取った電子データは、国税庁の提供するe-Taxでの確定申告書に利用することができます。

対象者	送付方法	送付期間
令和8年1月1日～9月30日までの間に国民年金保険料を納付した人	電子送付※	10月中旬～下旬にかけて順次
	郵送	10月下旬～11月上旬にかけて順次
令和8年10月1日～12月31日までの間に国民年金保険料を納付した人（上記の人を除く。）	電子送付※	令和9年1月下旬～順次
	郵送	令和9年2月上旬

問 徳山年金事務所 ☎ 0834-31-2152

保険税・保険料の納付証明書の郵送について

令和8年1月～12月の間に納付された国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の納付証明書を1月中旬ごろ郵送します。

この納付証明書は、確定申告などで社会保険料控除を受けるための証明として添付するものです。大切に保管してください。

なお、年末調整などで早めに必要となる人は、健康保険課までお越しください。

※顔写真のある身分証明書が必要です。

問 健康保険課賦課徴収係 ☎ 52-5809